

10月支給分の公的年金から市・道民税を天引きする 特別徴収制度が始まります 問い合わせ 税務グループ（☎851155）

対象となる方

前年中に公的年金などの支払いを受けている4月1日現在65歳以上の方で、次に該当しない方。
●老齢等年金の給付額が18万円未満の方
●介護保険料が年金から天引きされていない方
●老齢等年金額から所得税、介護保険料、国民健康保険料、長寿医療保険料を控除した額が公的年金に係る市・道民税の額より少ない方

対象となる税額

公的年金の所得に係る所得割額および均等割額

対象となる年金

老齢基礎年金など
※障害年金や遺族年金などの非課税の年金からは特別徴収されません。

徴収方法

- 平成21年度
6・9月分 年税額の『4分の1』ずつを自分で納付（普通徴収）します。
- 10・12・2月 支給分の年金から、年税額より6・9月分を差し引いた残りの額（年税額の『6分の1』ずつ）を天引きします。

○平成22年度以降

- 4・6・8月（仮徴収） 支給分の年金から、前年の10・12・2月の特別徴収税額の『3分の1』ずつを天引きします。
- 10・12・2月 支給分の年金から、年税額より4・6・8月（仮徴収）分を差し引いた残りの額の『3分の1』ずつを天引き（本徴収）します。

4月1日現在65歳未満の公的年金受給者の方へ

4月1日現在、65歳未満の方は公的年金からの特別徴収の対象とはならず納付書による支払い（普通徴収）となります。また、税法の改正により公的年金の所得に係る税額は、給与から特別徴収することができなくなりましたのでご注意ください。

- 給与所得・不動産所得や雑所得などに係る税額分 ➡ 給与からの特別徴収
- 年金所得に係る税額分 ➡ 普通徴収（本人納付書払い）

9月10日は『下水道の日』です

トイレの水洗化はお済みですか？

清潔で快適な生活のために

登別の恵まれた自然環境を守り快適な生活を営むため、市は多くの費用をかけて下水道の整備を進めています。

この下水道の機能を十分に発揮させるためには、利用ができるようになった区域のみなさんに、一日も早くトイレを水洗化したり、台所や浴室などから出される汚水を下水道に流す設備をつくっていただきなければなりません。

未水洗化家屋の調査をします

市は『下水道の日』にちなみ、9月を『下水道促進月間』とし、下水道の供用開始から3年経過した区域の未水洗化家屋を下水道グループの職員が訪問調査しますので、ご理解ご協力をお願いします。

▶調査区域 美園町3丁目、美園町4丁目の一部、若草町5丁目、若草町6丁目の一部、幸町3丁目、幸町5丁目の一部



融資のあっせん・補助金制度

市は、下水道が使用できるようになった区域で、トイレの水洗化や排水設備の設置工事を行う場合、皆さんの費用負担を軽減し、水洗化を促進するため、融資のあっせんや補助金制度を設けています。

下水道はみんなで使う公共の財産です

一人一人がルールを守って上手に使いましょう

- 水洗トイレには専用の紙以外流さない。
- 台所から食用油・野菜クズなどを流さない。
- 雨水や雪を下水道管に入れない。

問い合わせ 下水道グループ (☎859052)